

関税庁
KOREA CUSTOMS
SERVICE

旅行者携帯品申告書

- すべての入国者は申告書を作成・提出しなければなりません。
- 世帯を同じくする家族は1人が代表で申告できます。
- 氏名と生年月日は旅券と同一に記入してください。

Form with fields for Name, Birth Date, Passport No., Travel Period, Companion Family, Telephone No., and Stay Location in Korea.

税関申告事項

該当する口に“V”でチェック

- 1 携帯品免税範囲(裏面を参照)を超える「品目」
2 FTA締結国を原産地とするもので、特恵関税の適用を受けるもの
3 合計して1万米ドル相当額を超える貨幣など
4 韓国への持ち込みが禁止又は制限されているもの
5 動植物などの検疫確認が必要なもの
6 税関の確認が必要なもの

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

年 月 日

申告者: (署名)

<裏面に続く>

1人当たりの「品目」別(酒類/タバコ/香水/その他)免税範囲

国内外の免税店で購入したものや寄贈・贈答を受けたもので

Table showing tax-free limits for Alcohol (2 bottles), Tobacco (papers, leaves, etc.), Perfume (60ml), and Others (80,000 KRW).

* 満19歳未満の場合、酒類及びタバコの免税範囲はありません。

免税範囲を超える「品目」の詳細内訳

例示: 酒類3本とタバコ10箱、香水30ml、1,000米ドルの時計を持ち込む場合、記入の対象は酒類3本と1,000米ドルの時計(タバコ、香水は免税範囲内であるので記入不要)

Table for detailed breakdown of items exceeding tax-free limits, with columns for Item, Item Name, Quantity, and Price.

※ 税関に申告すべきものを申告しない場合または虚偽の申告をした場合、加算税(納付税額の40%または60%)の賦課または5年以下の懲役もしくは罰金(対象品は没収)などの不利益を被ることになります。